

# 建築コスト管理士認定事業の概要

## 1. 社会背景と創設主旨

産業構造の抜本的改革に伴い、建設産業構造もまた大変革を迫られ、設計・施工の二大分野を効果的、総合的に運営するための情報伝達を果たす第三の領域(マネジメント)が専門職能として求められている。

また、昨今建築市場では、建築物の大規模・複雑化、建築需要の複合化、そして発注・契約業務の多様化・複雑化などを背景に、建築生産構造における「建築コストの透明性・妥当性・公平性」を求める社会的要請はとみに強まっており、これらに対応する新しいマネジメント専門職能の確立が求められている。

こうした状況は、建築生産の川上から川下に至る全過程に不可欠なマネジメント業務を横系でつなぐ、建築コストの管理業務が必須なものとして認識されるようになってきているものと考えられる。

プロジェクトは、事業主/資金融資者/建築設計者/建設会社/運営管理者の機能を有機的に結びつけることにより遂行されることは言うまでもなく、これら業務の共通事項としてのコスト領域に対する技術は当協会の専門分野であり、これを十二分に活用すべきと考える。

このような事情を踏まえ、当協会は、現行の「建築積算資格者」が有する技量をベースとした、発注者や設計者等のコスト関連業務を支援できる幅広い専門知識・技術を身につけた人材の育成が急務であり、それらの知識・技術を有することを審査し証明する「建築コスト管理士認定事業」制度を新設することとした。

制度構築にあたって描いた新しい資格のビジョンは、次のとおりである。

## 2. 建築コスト管理士のビジョン

### (1) 建築コスト計画技術の展開により建築計画における優れた成果を目指す

コスト領域に関する積算技術をベースに、コストに堪能な技術者として、発注者のニーズに応え、良心的立場で冷静な判断をもつプロフェッションを確立し、経済性の観点から良質な社会資産の創出に寄与する。

### (2) プロジェクト遂行の良き理解者・協力者となる

所謂、川上(企画・構想)から川下(維持・保全)に至る建築生産過程で、設計者との連携を強化しつつ設計方針の意思決定に参画できるコストプランナーとして、各段階ごとに機能・性能に見合ったコスト設計を行い、コストの透明性・信頼性・確実性を追及し、幅広い専門的知識及び技術を提供する。

### (3) コスト専門領域における資格者の活用

コスト領域から各分野の機能を有機的に結びつける技量は、CM業務・VE業務・生涯コスト(LCC)等の知識を含み、総合的調整役としての役割を担う。これを総合的に評価し、「新資格」として位置づけ、建築経済活動に積極的に参画の場を求める。

### 3. 建築コスト管理士認定事業の骨子

#### (1) 事業の目的

プロジェクト遂行にあたり、建築生産過程における発注・受注者を包含し、コスト関連領域にある積算技術をベースに、自主精神に充ちた個の価値としての建築コストに堪能な技術者を育成し、コストの透明性・公平性・妥当性を追及して還元支援することで建築生産の発展と社会に寄与すると共に、建築積算技術者の技術水準及び社会的地位の向上を図ることを目的とする。

#### (2) 認定事業の効果

- 1) 建築の経済計画を安心して依頼・管理できる人材を選択する機会が整備される。
- 2) 建築生産過程の段階ごとに、効果的なコストプランニング手法を導入することで、計画の継続的検証と予算執行システムに関する迅速性・効率性・公平性が図られる。
- 3) マクロな経済・社会の状況を捉え、建築経済に対応できる企画を提案することにより、建築積算の社会的評価を確立することができる。
- 4) コスト計画に資することができるデータの整理・分析とその活用により、実勢に即した見積予算を提供することができる。
- 5) PM/CM/LCC等の管理技術を支えることで、長期的視野での品質確保が図られる。

#### (3) 付与する称号の名称

「建築コスト管理士」

#### (4) 建築コスト管理士が担う業務の概要

建築コスト管理士は、建築生産過程の川上（企画・構想）から川下（維持・保全）に亘る領域において、データや手法を駆使して各段階ごとにコストの透明性・信頼性・確実性を追及し、機能・性能に見合ったコスト設計を行い、建築コストを管理・把握し、発注者や設計者等に対し提案・助言する業務を担う。

#### (5) 建築コスト管理士として望まれる基本的能力

日本における建築プロジェクトの流れの中で、建築コスト管理士としてどのような基本能力が望まれるのかを「基本能力表」として示し、目指すべき知識、技術としての領域・目標を明確にした。建築コスト管理士は、基本能力表を基に、基本的な知識及び技術を身につけていくことが望ましい。

#### (6) 建築コスト管理士が遵守すべき倫理

建築コスト管理士の業務は、高度な知識と豊富な経験を必要とするとともに、職務を行う際には高い倫理性が求められる。そのため、建築コスト管理士は協会が定める「倫理要綱」を遵守し、社会的責任において、地位及び評価の向上に努めるものとする。

#### (7) 称号付与の方法

建築生産過程におけるコスト管理に関する業務の円滑な遂行に供する知識及び技術について審査し、合格した者に「建築コスト管理士」の称号を付与する。

その方法は、協会が実施する試験に合格し、協会に登録することによって行われる。但し、登録を受けることができる者は協会の正会員のうち個人会員とする。

#### (8) 試験等の概要

##### 1) 受験の申込

受験案内書の配布は毎年6月頃、受験申込書の頒布は、毎年7月頃頒布する。

受験申込の受付は毎年7月～8月頃に行う。

## 2) 試験の方法

試験は、筆記試験（学科と論文）及び面接により行う。ただし、面接は筆記試験合格者のみに実施する。

試験は、川上から川下に亘るコスト領域において、建築コスト管理士に必要な知識及び技術について行う。

## 3) 試験の実施方法

実施方法は、毎年度、筆記試験は10月頃に、面接は12月頃に行う。

## 4) 受験資格

試験は、次のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

### 建築積算資格者の方

建築積算資格者で、更新登録を1回以上行い、かつ建築関連業務を10年以上経験しそのうち建築コスト関連業務において責任ある業務に2年以上の実務経験を有する者

### 一般受験者の方

建築関連業務を15年以上経験した者で、かつ建築コスト関連業務を10年以上経験しそのうち責任ある業務に4年以上の実務経験を有する者

### B SI・プロジェクトマネジャー称号取得者の方

建築関連業務を15年以上経験した者で、かつ建築コスト関連業務を10年以上経験しそのうち責任ある業務に4年以上の実務経験を満たし、かつ協会が行っているB SI・コストスクールのB SI・プロジェクトマネジャーの称号を取得した者は、筆記試験を免除する。

## 5) 受験手数料

受験手数料（消費税を含む。）の金額は、31,500円とする。

## (9) 合格者の決定

合格者の決定を行うときは、あらかじめ「資格制度評議委員会」の意見を聴くものとし、評議委員会において審査なされた結果を尊重する。

## (10) 合格者の発表

毎年3月初旬に試験の合格者一覧表を作成して協会本部、支部等に掲示し、本人に合格した旨の通知をする。

## (11) 登録

### 1) 登録の方法

試験に合格し、かつ面接に合格した本会の個人会員である者を登録する。

欠格事由等一定の条件に該当する者は登録できない。また、業務上不誠実な行為を行った場合などは登録を抹消されることがある。

協会を退会した場合は、登録を抹消する。

### 2) 資格認定と登録

建築コスト管理士の資格認定は、建築コスト管理士登録簿に登録することによって行う。

建築コスト管理士登録簿に登録され、称号を付与された者で建築積算資格者でない者は、申請により、建築積算資格者の称号を付与することができる。

### 3) 登録証の交付

会長は、登録者に建築コスト管理士登録証(以下「登録証」という。)を交付する。

#### 4) 登録の有効期間

登録の有効期間は、試験に合格した日から5年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

登録の更新を受けた場合における当該登録の有効期間は、更新前の登録の有効期間満了の日から5年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

再登録を受けた場合における当該再登録の有効期間は、抹消前の登録の有効期間満了の日から5年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

登録は、有効期間の満了によりその効力を失う。

#### 5) 登録の更新

登録の有効期間満了の日の前3ヶ月以内に登録更新の申請を行った者は、登録を継続することができる。

前項の登録更新の申請をする者は、登録の有効期間内に、別に定める継続能力開発制度の必要単位数等を取得したうえで、登録申請をしなければならない。

#### 6) 登録手数料

登録手数料(消費税を含む)の金額は、14,700円とする。

#### 7) 登録の抹消

会長は、次のいずれかの場合、当該登録者の登録を抹消するものとする。

協会を退会したとき

登録の有効期間が満了したとき

欠格事由(成年被後見人または被保佐人など)に該当することとなったとき及びその事実が判明したとき

登録者が死亡、または失踪宣告を受けた場合において、その旨の届け出た場合でその事実が判明したとき

協会の会員を除名されたとき

2年以上会費を滞納したことにより協会会員資格を喪失したとき

虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき

#### (12) 知識及び技術の向上

協会は建築コスト管理士に必要な知識及び技術の維持向上を図るため、継続能力開発(CPD)、研修会等の実施、資料等の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。建築コスト管理士は、知識及び技術の維持並びに業務の質的向上や社会環境の変化に対応するよう努めなければならない。

#### (13) 建築コスト管理士の現行「建築積算資格者」における特例

##### 1) 更新講習等の免除

建築積算資格者が建築コスト管理士の称号を併せ持つことになったときは、更新の登録にあたって、「更新講習の課程の修了」は免除する。これに伴い、建築積算資格者に規定されている更新講習受講手数料及び登録手数料を免除する。

##### 2) 更新講習対象年度の有効期間1年繰り延べ

更新講習対象者が、建築コスト管理士試験の受験を申し込み、受験資格審査を経て、受験を認められた場合は、当該建築積算資格者の有効期間満了を1年繰り延べるものとする。